



# 戸籍・住民票

## 戸籍・住民票について

### 住所などの異動

市民課 住民記録担当

#### 転入届

住所が他の市区町村から鶴ヶ島市に移ったとき、転入後14日以内に届出ください。

##### 届出に必要なもの

- 本人確認書類
  - 転出証明書(前住所地の市区町村で発行したもの)
  - マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ※転出証明書は、特例転出の場合は必要ありません。

#### 転出届

住所が鶴ヶ島市から他の市区町村に移るとき、転出する前後14日以内に届出ください。

##### 届出に必要なもの

- 本人確認書類

#### 転居届

鶴ヶ島市内で住所が変わったとき、転居後14日以内に届出ください。

##### 届出に必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

#### 世帯変更届

世帯主変更、世帯分離および合併したときに届出ください。

##### 届出に必要なもの

- 本人確認書類

### 戸籍の届出

市民課 戸籍担当

#### 出生届

生まれた日から数えて14日目までに届出ください。(国外で生まれたときは3か月以内)

**届出地** 本籍地、届出人の住所地、出生地のいずれかの市区町村へ届出ください。

**届出人** 父または母

##### 届出に必要なもの

- 出生届
  - 母子健康手帳
  - 届出人の印鑑
- ※命名は常用漢字か、人名漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。

#### 死亡届

死亡の事実を知った日から数えて7日目までに届出ください。(国外で死亡したときは3か月以内)

**届出地** 死亡者本籍地、届出人の住所地、死亡地のいずれかの市区町村へ届出ください。

**届出人** 同居の親族またはその他の親族

##### 届出に必要なもの

- 死亡届
- 届出人の印鑑

#### 婚姻届

届出をした日から効力が発生します。

**届出地** 夫または妻の本籍地、住所地のいずれかの市区町村へ届出ください。

**届出人** 夫と妻

##### 届出に必要なもの

- 婚姻届
- 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(届出市区町村に本籍がない場合)
- 届出人の印鑑

#### 離婚届

届出をした日から効力が発生します。

**届出地** 夫婦の本籍地、住所地のいずれかの市区町村へ届出ください。

〈 広告 〉

**会社・法人登記  
相続・不動産登記**

**宮澤司法書士事務所**

まずは、**お電話**下さい  
**出張相談**も承ります

**☎049-227-6413**

坂戸市千代田3-10-1 原マンション307号室



### 届出人 夫と妻

#### 届出に必要なもの

- 離婚届
- 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(届出市区町村に本籍がない場合)
- 届出人の印鑑
  - ※裁判・調停離婚の場合は、判決の謄本、確定証明書、調停調書の謄本など。

#### 転籍届

届出をした日から効力が発生します。

**届出地** 本籍地、住所地、転籍地のいずれかの市区町村へ届出ください。

**届出人** 戸籍の筆頭者および配偶者

#### 届出に必要なもの

- 転籍届 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書
- 届出人の印鑑

#### その他の届出

上記の届出のほかに、養子縁組、養子離縁、入籍、氏と名の変更、認知届などがあります。

また、戸籍届出の際に本人確認をしています。

### 本人確認



市民課

住民票および戸籍証明などの申請、転入、転出などの住民異動届、戸籍の届出の際に「本人確認」を行うことが法律で義務付けられています。窓口に来られた人に本人確認書類を提示していただきます。

#### 本人確認書類

- 運転免許証 パスポート
  - 住民基本台帳カード(写真付)
  - マイナンバーカード
  - その他写真付きの官公署発行の証明書など
- 上記本人確認書類がない場合は、保険証・年金手帳など2点で確認させていただきます。

また、代理人による届出の場合には、代理人の本人確認のほか、申請者本人が記入した代理人選任届(委任状)が必要な場合があります。

#### 代理人選任届(委任状)

代理人に委任する場合には、代理人選任届(委任状)が必要です。代理人選任届の用紙、書式は問いませんが、①誰が(委任者)②何を(委任内容)③誰に(代理人)④いつ(委任の日付)がわかるもので、本人の署名があるものに限りま。

委任の日付・委任者の住所・氏名・生年月日は本人が自筆で記入してください。

### 各種証明書・手数料

市民課 住民記録担当/戸籍担当

#### 手数料一覧表

戸籍	
戸籍謄本、戸籍抄本	450円
原戸籍謄本、原戸籍抄本	750円
除籍謄本、除籍抄本	750円
戸籍の附票	200円
身分証明書	200円
不在籍証明書	200円
独身証明書	200円
住民票	
住民票一人世帯・個人	200円
住民票世帯全員	300円
除票	200円
住民票記載事項証明書	200円
不在住証明書	200円
マイナンバー	
個人番号通知カード再発行	500円
マイナンバーカード再発行	800円
印鑑登録	
印鑑登録	300円
印鑑登録証明書	200円

戸籍・住民票

〈 広告 〉



よろず前向きサポート  
**吉田行政書士事務所**

脚折町1丁目27-6  
第二馬橋マンション106

面倒な手続きの代行いたします。  
書類の作成・収集お任せください。

**相続・遺言・契約書**

☎ **049-299-6048**  
✉ [y-mas@tbz.t-com.ne.jp](mailto:y-mas@tbz.t-com.ne.jp)  
月～金10:00～19:00(土日祝/時間外は要予約)

タウンチップでブログ更新中!

## 印鑑登録

 市民課 住民記録担当／若葉駅前出張所

### 印鑑登録できる人

鶴ヶ島市に住民登録をしている15歳以上の人(成年被後見人は除く)は1人1個に限り登録することができます。

### 申請方法

市民課で本人が手続きをしてください。代理人が申請するときは「代理人選任届(委任状)」が必要です。

- 本人申請に必要なもの
- 登録する印鑑
- 本人確認書類(官公署発行の写真付身分証明書)
- ※ 本人確認ができない場合は即日登録できない場合もあります。
- 代理人申請に必要なもの(即日登録はできません)
- 代理人の本人確認書類
- 代理人選任届(委任状:実際に印鑑登録をする人がすべて記入し、登録できる印鑑を押印したもの)
- 登録する印鑑

### 登録できない印鑑

- 住民票に記載されている氏名を表していないもの
- 氏名以外の事項を表しているもの
- ゴム印など変形しやすいもの
- 縁のないもの
- 印の一边が8mm以上25mm以内の正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの
- 印鑑登録証明書の交付
- 印鑑登録証(カード)を持参して申請してください。
- ※ 登録印は不要です。代理人申請もできます。
- 登録印・印鑑登録証を紛失したとき
- 直ちに市民課で印鑑登録の廃止届を提出してください。

## 市民センターで各種証明書を取得

 市民課 住民記録担当／税務課 市民税担当

市民センター(富士見市民センターを除く)で各種証明書を取得することができます。

**証明書の交付時間** 平日9時～17時

### 取得できる証明書

- 市民課
- 住民票の写し  印鑑登録証明書
- 税務課
- 所得証明書  非課税証明書  住民税決定証明書

### 注意事項

- 窓口に来た人の本人確認をしますので、免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- 本人および同一世帯の人の証明書に限ります。委任状での申請は受け付けできません。

## 郵送による戸籍・住民票などの申請

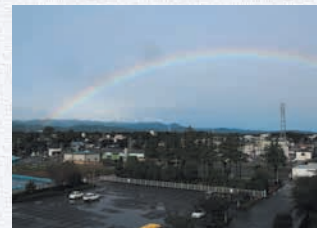
 市民課 住民記録担当／戸籍担当

① 郵送申請様式または便せんなどに次の内容を記入して申請してください。

- 戸籍証明、戸籍附票、身分証明書の請求
- 本籍、筆頭者名  何通必要か
- 誰の分が必要か(戸籍個人事項証明、戸籍附票抄本、身分証明書の場合)
- 何のために使うか(使用目的)
- 請求者の住所、氏名、生年月日、日中連絡のとれる電話番号(携帯電話可)
- 住民票の写し(世帯全員または世帯一部)の請求
- 住所  何通必要か
- 誰の分が必要か
- 本籍・続柄の記載の有無
- 何のために使うか(使用目的)
- 請求者の住所、氏名、生年月日、日中連絡のとれる電話番号(携帯電話可)

Photo gallery

鶴ヶ島





- 転出の届出(転出証明書の請求(無料))
  - 異動日                      転出先の住所地、世帯主
  - 前住所地、世帯主    異動者の氏名、生年月日
  - 請求者の住所、氏名、生年月日、日中連絡のとれる電話番号(携帯電話可)
- ② 申請用紙および手数料分の定額小為替(郵便局で販売)、本人確認書類の写し、返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒には切手を貼り、申請者住所、氏名を記入してください。
- ③ 郵送先  
〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1  
鶴ヶ島市役所 市民課

## ▶ 若葉駅前出張所で各種証明書を取得

 **若葉駅前出張所** ☎049-272-5611

若葉駅前出張所で各種証明書を取得することができます。

### 通常業務

**業務日** 月曜日から金曜日

**業務時間** 9時から17時30分

(うち木曜日は9時から21時まで)

### 業務内容

住民票の写し・印鑑登録証明書(印鑑登録含む)・戸籍証明・税証明・医療費助成など各種申請書の受付業務など  
※戸籍の届出、住民異動に伴う届出、税金の収納など対応できない業務もありますので、ご了承ください。

**休業日** 土・日曜日、祝日、年末年始

### 証明書の予約受取(戸籍証明を除く)

**受取時間** 月曜日から金曜日

17時30分から20時30分(木曜日を除く)

土・日曜日、祝日

9時から20時30分

### 予約できる人

本人および同一世帯の人に限り(委任状の対応不可)。


### 予約時間

- 平日受取の予約  
当日受付:受取希望日の17時30分までに電話予約。
- 土・日曜日、祝日受取の予約  
同一週内受取:月～金曜日の17時30分までに電話予約。  
※月曜日予約受取が祝日の場合は、前の週に予約を受付けます。

### 本人確認の書類

窓口に来られた人の本人確認をいたしますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

## ▶ 旅券(パスポート)の申請・交付

 **若葉駅前出張所パスポートコーナー** ☎049-272-5622

若葉駅前出張所パスポートコーナーでパスポートの申請から交付までの手続きができます。

### パスポートの申請

**申請場所** 若葉駅前出張所パスポートコーナー

### 申請できる人

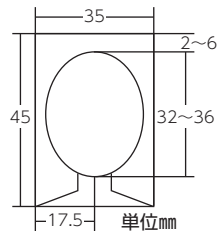
- 鶴ヶ島市に住居登録のある人
- 埼玉県外に住居登録がある人、または海外から一時帰国した人で鶴ヶ島市に居所のある人(居所申請)

**受付時間** 月曜日から金曜日 9時から16時30分まで  
(祝日、年末年始を除く)

### 必要な書類

- ① 一般旅券発給申請書 1通  
※市役所市民課、若葉駅前出張所、各市民センターにあります。
- ② 戸籍抄本または謄本 1通  
※有効旅券をお持ちの人で氏名・本籍(都道府県名)に変更がない人は省略できます。
- ③ 写真 1枚  
※6か月以内に撮影したもので旅券申請の規格に合ったもの(若葉駅前出張所では撮影できませんので、事前にご用意ください)
- ④ 本人確認の書類 ※有効な原本(コピー不可)  
1点で良いもの…日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)など  
2点必要なもの…健康保険証、年金手帳、日本国旅券(期限切れ)など
- ⑤ 前回取得した旅券  
※有効旅券、期限切れの旅券をお持ちの人は必ずその旅券をお持ちください。

写真サイズ(参考)



### パスポートの交付

**交付場所** 若葉駅前出張所パスポートコーナー

### パスポートの交付

受取は必ずご本人です。代理での受取はできません。

### 交付時間

- 月・火・水・金曜日 9時から17時30分まで
- 木曜日 9時から21時まで
- 日曜日 9時から17時30分まで

※土曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

### 必要書類

- 申請時にお渡しする「パスポート受領証(引換証)」
- 手数料(収入印紙・埼玉県収入証紙で納めてください)
- 手数料一覧…手数料は旅券受取時に納めてください。

申請区分	手数料	内訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年旅券	1万6000円	1万4000円	2000円
5年旅券	1万1000円	9000円	2000円
※12歳未満	6000円	4000円	2000円
記載事項変更旅券	6000円	4000円	2000円
増補	2500円	2000円	500円

※印紙・証紙はパスポートコーナーでは販売していませんが、周辺には下記取扱店があります。

販売店	収入印紙	埼玉県収入証紙	出張所からの距離
ファミリーマート 若葉駅東口店	○	○	徒歩100m
坂戸若葉駅前郵便局	○	×	徒歩100m